

令和5年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療  
広域連合議会議案

令和5年10月31日

# 議 案 目 次

議案第 1 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について……1
議案第 1 2 号	令和 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） ……別冊
議案第 1 3 号	令和 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） ……別冊
議案第 1 4 号	令和 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について……4
議案第 1 5 号	令和 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……5
議案第 1 6 号	訴えの提起について……6
議案第 1 7 号	訴えの提起について……8

## 議案第11号

埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について  
埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例を別紙のとおり制定する。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

### 提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例を制定したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。



## 埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

### (設置)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営に資するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得などのための経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第14号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。



## 議案第15号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。



## 議案第16号

### 訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提案理由

第三者行為損害賠償金の未払いによる大宮簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。







## 議案第17号

### 訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

### 提案理由

負担割合相違返還金の未払いによる川越簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。



